

1. 公的年金制度に対する基本的な理解や認識について

全国労働者共済生活協同組合連合会 共済計理人 参与
畑 満アドバイザー

今日は皮切りということで、厚生省あるいは厚労省に長くいて、役所でいろいろ議論してきたことの反映として、わたしのようなポジションの人間が公的年金についてどう考えているか、それから、どのようにそれを皆さん方に理解してもらえばよいのかということで、プレゼンテーションさせてもらいたい。

まず全体のストーリーであるが、一つは、やはり歴史が大切だということで、公的年金の歩んできた歴史、それも大きなストーリー、細部ではなく幹の部分の理解が必要ではないかということで話をさせてもらいたいと思う。それを踏まえて、公的年金の目的とか機能がどのようにそこから導かれるか、あるいはどう考えられてくるのかという話をする。その中で、公的年金の保障システムには税方式と社会保険方式があるが、日本では現在は社会保険としての公的年金であるので、そういった社会保険としての公的年金をどのように考えるか、特に民間保険や貯蓄との違いをどう踏まえるか、それから、積立方式、賦課方式等でいろいろな議論がある中で財政運営の考え方はどういうものがベースにあると認識する必要があるのかをお話したい。最後に、世代間不公平論の本質的問題点である。わたしは年金局で2回目の大きな財政再計算を平成元年にやり、そのときにも出てきた問題で、ずっとそれが尾を引いているわけであるが、どこに問題があるのか、わたしなりの理解を話したいと思う。それから、これは特にスライドはないわけであるが、最近痛感していることは、やはり社会保障のリテラシーというか、基本的な考え方をどうやって若い方に、高校生あるいは中学生も含めて蓄積していくかが非常に重要ではないかという点であり、今日のわたしのプレゼンテーションのまとめとして最後に言及したい。

(年金制度の歴史)

日本で国民年金が始まったのは1961年であるが、そのとき農業に従事している方が自営業も含めて半分ぐらいおられた。農業社会だと、高齢になった親が農業労働に十分従事できなくなると、子供が農業をやっているのを親が少し手伝うということになる。大家族と一緒に暮らしていくということで、言ってみれば家族内扶養だったわけである。しかし、日本も工業化が進んで高度経済成長に入っていて、だんだん高度産業化社会になってくると、よほど再教育というか再インプットしないと労働力自体も陳腐化してきて、高齢期になると健康にも問題が出てきて引退を迫られてくる。また、親子の世帯分離が進むため、大家族主義の中でリスクをうまく分散しながら生活していくことができなくなっていくわけである。したがって、生涯を安心して暮らすために引退後においてもある程度の生活ができる収入が確保されることが必要になる。

考えられる手段は3つあり、貯蓄、子供からの扶養、それから私的扶養の社会化としての公的年金であるが、そこには3つのリスクがある。これは、わたしが年金局に3回目のお世話になったときに、ちょうど2004年改正の下敷きの議論をしていた2001年9月に公的年金制度に関する考え方として出されており、それを基本的に引用している。普通誰が考えてもこういった3つのリスクはある。まず自分自身は何年生きられるかよく分からないわけである。平均寿命というのは分かっているが、個々人は110歳まで生きるかもしれないし、ギネスブックに載っているフランス人の女性のように122年164日も生きるといようなこともあり得るし、これは分からないわけである。

それから、もう一つは、女性だと平均寿命が86歳を超えているので、そのうち人生90年とか、あるいは100年社会になるかもしれないという可能性も十分予測されるわけであるが、そういったことで非常にスパンが長い。では、逆に今から考えて、90年前、1923年という関東大震災があったわけであるが、そのころの社会とか、あるいはそのもっと前、明治時代の我々の社会がどのような社会だったかというのは、今から思うと、逆に歴史を振り返るから分かるわけである。しかし、当時の方が現在の日本のような高度に経済が発展したような社会をイメージできただろうかという、イメージできないわけである。逆に言えば、我々もそうであるし、今の若い人、20歳、あるいは25~26歳、そういった方が、あと80年後、あるいは引退する40年後、50年後の社会がどのような社会か、それは現在のトレンドとして予想することならできるが、なかなか実際に実現した姿がどうなるかよく分からないわけである。特に経済というのは、賃金・物価もそうであるが、予測が非常に難しい。経済企画庁の計画局では経済7カ年計画が終わって長期展望を作ったときに、経済企画庁のモデルを使って予測される経済の長期展望は、当時でせいぜい20年ぐら이었다。経済の変動とか、社会の変動というのは、なかなか予測不可能な面がある。

それに、老後を迎える前に、いつ障害に遭うかとか、あるいはいつ自分が死んで遺族が残るかというようなリスクもよく分からないわけである。そういう中で、貯蓄というのは、何年生きるか分からないので、極端に言えば120歳が大体人間の生物学的な余命・寿命だと言われているが、120歳まで生きることを前提にして貯蓄するのかということである。そうすると、ものすごい貯蓄になるし、それだけのものを現役時代に貯蓄することも、普通の人にはなかなか無理である。それから、子供の扶養も、非常に少子化が進んでいて、1人の子供で4人の親を面倒見るとか、そういうこともあり得ないわけではない。4人というのは、配偶者の親を含めてであるが、配偶者が不幸にして亡くなったりすると、そのようなことにもなったりする。極端にそこまでいなくても、1人の子供で2人の親を支えるというようなことも、もうごく当たり前のような時代になっている。だから、個人で扶養するというのは、今の賃金体系から見てもなかなか難しいということがある。

そうすると、やはり社会化というのが必要になってくるのではないかということである。公的年金制度の歴史を少し振り返ると、ご案内のとおりビスマルクが始めたということであるが、19世紀というのは、特にビクトリア朝の後半期になるとかなりデフレが長く続いたと言われている。当時あまりインフレとか、そういうことは意識していなかったと思うが、ドイツは第一次世界大戦で負けて、ものすごく有名なハイパーインフレーションが起

こっている。デームソンの文献から引用した数値であるが、2,090 億%という想像できないハイパーインフレーションになり、結局積立方式の積立金が無価値になったという歴史がある。それから、第二次世界大戦でも同じである。

結局 1957 年に、アデナウアーが学者のシュライバーという人を使って、裏では官僚がいろいろとやっていたとも言われているが、結果的にはアデナウアー政権で積立方式に依存することはやめたということである。生産性年金という原理を考え出して、つまり現役時代に拠出した貢献ポイントとして、平均賃金だったら 1 ポイントで、平均賃金の 2 倍を上限にしていって、それ以上は、社会保障としては、社会保険年金としては出さないということにした。下は 0.5 ポイントとなっていたが、現役の 2 倍の賃金を稼いだ人には 2 ポイント与える、あるいは半分の賃金の人には 0.5 ポイント与えるとして、それを 40 年間累積するわけである。だから、平均賃金で勤労生活を 40 年間過ごすに 40 ポイントで、この 1 ポイントに対して現役平均賃金の 1.5%の年金を与える、つまり現役の平均賃金の 60%の年金を与えるという仕組みになっている。ドイツは完全な所得比例年金であるのでこういう仕組みになるのであるが、そういう原理に基づいて基本的に積立方式から賦課方式に転換したということがある。

そのときの考え方というのは、世代間扶養という考え方をシュライバーが言っているわけである。敷衍すると、結局わたしなどもまだ現役であるが、社会保険としての公的年金だから保険料を払うのである。払った保険料で現在の高齢者の年金給付を支える。ただし、支えただけで終わりではなく、今自分は現在の高齢者を支えるということで貢献をしたので、その貢献度合いに応じて将来自分が引退したときに年金を受け取れることとする。ただ、貢献度合いというのは、ここではいわゆる民間の保険のような、掛け金に応じてぴったりと年金として返すかということ、そういうものではなく、あくまで貢献の程度をある程度斟酌して年金給付をするということである。ドイツは特に所得比例一本であるので、より貢献ポイントに応じて、先ほど言ったような仕組みで年金に結び付くということである。つまり、平均より半分のポイントだと 20 ポイントであるから、現在の現役の平均賃金の 30%しか出ないわけである。

日本の場合は現在、基礎年金と被用者の所得比例年金の 2 階建てである。基礎年金創設前は厚生年金と国民年金に制度として分立していた。1 階部分の基礎年金は定額部分になっており、要するに被用者年金では定額部分と所得比例部分とがあるという仕組みであるので、完全にポイントに対して一対一で、つまり 2 倍のポイントを稼いだから 2 倍の年金かというところではなく、所得再分配機能が入っているわけである。そこはちょっとドイツとは違うが、いずれにしても貢献の程度に応じて、強い関係ではなく弱い関係であるが、年金給付がある程度それに依拠して出ていくという仕組みである。基本的にすべての国が所得比例年金制度を取っているわけでもないので、すべてがそうだとは言い切れないが、ほぼ例外なく、物価や賃金に連動して対応するような社会保険としての年金支給の仕組みが取られている。これが世代間扶養として、どの国でもみられるということである。

(公的年金の目的・機能)

公的年金の目的とか機能は何だろうか、これが本質的なところであるが、先ほど申し上げた引退後の老後生活の柱としての役割を果たすのが公的年金の主たる目的となる。そのためにはどうすればよいかというと、やはり現役世代の生活水準とある程度バランスの取れた年金を支給できるような仕組みを考えないといけない、そういう機能を持っている必要があるということである。現役世代における賃金水準の一定割合の年金を支給すると、物価が上がれば、あるいは賃金が上がれば、それに対して実質価値を維持する一方で、物価が下がれば年金は下がるわけである。

先ほどのドイツの例で所得代替率 60%と言ったが、6割論というのがかなり日本でも強く、昭和 48 年、田中内閣のときに、福祉元年ということで 60%を超えるような年金を出すべきではないかとなった。当時定額部分が、政府の提案では 920 円、それめかなり政治的な圧力というか、世論を受けて 920 円まで上げたわけだが、その前 460 円だったものを倍にしたのである。田中角栄氏の最後の鶴の一声で、それでも足りない、もう一声と言って 1,000 円にした。今度は引き上げ過ぎたということで、実は年金の昭和 60 年改正、1985 年であるが、給付水準を実質的に長期的には下げていくという改正をやったわけである。当時の高齢者に直接痛みは出ないほか、将来の高齢者も、年金加入期間が延びるので痛みがそれほど出ないという改正をやった。

人口学者もやはりヒストリカルデータにどうしても依存していくので、当時は現在のような少子化社会のいわば負のメカニズムを十分解明できていなかった。どうしてもヒストリカルデータでやっているの、出生率が元へ戻るだろうという、ある意味で楽観的な推計を 1986 年、92 年、97 年と 3 回繰り返したわけである。とうとう、それではもう駄目だということで、2002 年の人口推計で、1.39 までしか合計特殊出生率が戻らない、低いままていくという推計になったわけである。その人口推計を踏まえて年金を考えると、平成 16 年、2004 年改正であるが、結局標準世帯でネット所得の 5 割まで下げないとうまくやってくれないとなった。一方では、当時スウェーデンの NDC (Notional Defined Contribution) という、ある意味で世銀におもねったような年金改正について、スウェーデンでは 1994 年にほぼ政党合意ができた。1999 年に実現した改正であるが、そういう影響もあり、保険料を上げると持続可能性がないという非常に極端な議論があり、保険料をとにかく抑え込めとなった。結局政治的に最後 18.3%になったが、今そういう保険料が上限だと法律で書かれている。その枠の中でやっていって、しかし、あまり年金をシャビーにしないという中で、かろうじて 50%はキープできるということで平成 16 年改正になったわけである。

いずれにしても、先ほど申し上げているように、積立方式に非常に拘泥していると、こういった公的年金の目的とか機能はうまく果たせないわけである。というのは、低い賃金のときに積み立てたものが、よほど金融市場がうまく機能していて、実質価値が維持できるようなリターンが得られれば積立方式でも実現できることになる。しかし、そういうことは小さいファンドのペンションファンドだったらあるいは可能かもしれないとしても、国民全体の積立方式で全部やろうとすると、わたしは簡単なモデルで計算したこともあるし、大学でもそういうことを話しているが、大体 GDP の 2 倍ぐらいの積立金が必要である。

そういうことを積立方式でやろうとすると、うまくリターンが得られないし、また非常に変動リスクも大きいので、そういったことに対してコントロールするような仕組みというのは現在のところないわけで、そうした中で考えると、やはり世代間扶養原理に依存するしかないのではないかということである。

私保険の場合、あるいは私的年金の場合は、給付・反対給付均等の原則ということで、社会保障の学者の中には「等価性」という言葉を使う人もいるが、要は払った掛け金に見合っ、その元利合計のものが年金なり保険なりで返ってくるということである。保険でも付加保険料というのがあるが、その管理コストまで含めると、実は等価性は成立していない。例えば個人年金、それから確定給付型の企業年金でも、実はそれほど給付・反対給付均等の原則がうまく成立するかというと、PSL が発生して後でまた負担を追加しないといけない。PSL というのは Past Service Liability (過去勤務債務) というものであるが、そういうことが必要になってくる。それから、確定拠出型というのが一時だいぶもてはやされた。そのコントリビューションというか、拠出した保険料に見合った分、マーケットで運用して、そのリターンの枠の中で年金額が決まるので、そういう意味では給付・反対給付均等の原則が成り立っているが、これも実は確定拠出の管理コストが意外とかかる。そういったことを考えると、全体としてその管理コストまで含めれば、給付・反対給付均等の原則は、実は私保険でも成り立っていないということである。

(社会保険としての公的年金)

わたしは明治大学で社会保障論を1年間通期で教えて4年目になるが、その中で学生に社会保険というヌエのようなものを理解してもらうために、保険原理だけで成り立っておらず、扶助原理というものがミックスされていると説明している。扶助原理というのは、ニーズに応じて給付して、負担は応能負担、あるいは場合によっては公費で全部カバーするというようなものであり、保険の原理を使わない一方的な所得移転である。一方で、保険原理は、保険のリスクを計量してリスクプーリングを考えて、それに見合った保険料を取るようになる。社会保険は、保険原理という保険の技術に基づくリスク分散をやるのであるが、他方で引退後の生活をあまり悲惨なものにしないために、ある程度現役世代との均衡を考えながら年金支給を設計するという、言ってみれば経済政策からちょっと離れた社会政策的な側面、まさにニーズに応じた給付をするという原則があるわけである。

それから、負担能力に応じて負担してもらうのだが、所得税のような累進負担ではなく、基本的に給料に対する定率負担が原則である。一方で、保険料の納付に対して給付を請求できる権利が持てるという、これは社会保障学者の中では対価性、あるいは法律学者の中では牽連性とか言っているが、そういったものが成立する。民間保険でも、保険料の納付をしたことによって給付が支給されるのは同じであるが、民間保険だと、基本的に保険料の納付額が給付額に反映するようなメカニズムがある。一部安全性も織り込まれているので、実は完全に等価ではないが、ある程度等価性がある。しかし、社会保険では、それは問われないということで、これが基本的な考え方だということである。

堀勝洋氏という社会保障の専門家で法学者であるが、『社会保障・社会福祉の原理・法・

政策』という本を書いておられ、それを基本的に引用した対比表を用いて学生に分かりやすいように教えている。その中で、緩やかな等価性も許されると書いているので、先日試験をしてみると、社会保険でも等価性が適用されているという誤った答案がある。学生には一生懸命教えているものの、きちんと聞いていない人もいる。そのように間違っただけを書いてくるので反省して、堀氏の本では「緩やかな等価性がある」と書いているが、「等価性を問われない」とわたしは勝手に直している。特に医療保険等を考えると、まさにそうで、掛け金がいくらであろうが、本当に重病であれば高度な医療が施される。1カ月何百万円という医療費が掛かる医療だってやってくれるし、一方で、低所得者でも、あまり病気をしなければほとんど医療費がかからないことになるし、掛け金と医療給付というのは全く連動していない。そういう意味では、等価性を問わないというのが本来で、そのように表現したほうがよいのではないかとということで、ここは変えさせてもらっている。

（社会保険と民間保険・貯蓄との違い）

社会保険と民間保険・貯蓄との違いを比べてみると、ご案内のとおり社会保険は国家の法律に基づいて強制的に適用している。わたしも現在事業としてやっているが、共済事業、これもいわゆる民間保険に類するような事業であり、加入は任意である。それから、給付の内容も、社会保険は最低保障とか、従前所得の保障だとか、先ほど申し上げたニーズに見合った給付ということを非常に意識するわけであるが、民間保険はまさに個人が支払い能力により入りたいだけ入って、それによって対価として保険の給付額が支払われるということである。社会保険は社会的妥当性（social adequacy）というものが非常に重視されるが、民間保険では、個人的な公平性、先ほどの等価性原理が非常に重視されるということである。

財政方式については、ドイツも最初積立方式だったが、後に賦課方式になった。ドイツは極端で、準備金も1、2カ月程度しか持っていないが、日本はまだ単年度の支出額の4年分程度の積立金を持っているわけである。他方で、民間保険は基本的に債務に見合って積み立てていないと、支払いや解約リスクといったものに対応できないということがある。それ以外に現在は、保険事業なり共済事業もそうであるが、規制があり、しっかりと債務に対して見合った資産がないと、規制上問題になるということである。

経済変動への適応力は、社会保険は当然のことながら物価、賃金に対応できるので非常に強いということである。金融資本市場にもあまり左右されないということであるが、民間の積立方式によると、インフレで給付価値が下落したときは非常に弱い。それから金融資本市場のリーマンショック等の危機に非常に弱いということがある。

人口変動への適応力というのは、日本のように出生率がどんどん下がると、下がっていく途中では非常に厳しい状況になる。ただ、出生率の低下が止まれば、例えば1.4でも、1.5でも、何でもよいが、一定水準で止まれば、安定人口理論というのがあり、現役世代と後世代、支給開始年齢を例えば65歳にすると、その現役と高齢者のバランスというのはある一定値に収束するという定理があるので、人口出生率が下がるからといって、どこまでも無限に後世代の負担が増殖して耐えられなくなるということではない。

それから、貯蓄というものは、保険のリスクプーリング機能を用いていないので、寿命予測は不可能であるうえに経済変動に対する対応力も非常に弱い、ということをおきたいと思う。

(公的年金制度の財政運営の考え方)

公的年金制度は、実は昭和 20 年代に積立方式が事実上崩壊している。その後、昭和 40 年改正等でも政府側は積立方式に戻そうと努力していたが、結局最後は、公的年金の法律というのは立法府の場で決せられるので、政府提案の改正案よりも保険料を引き下げられ、結局段階保険料でやっている。積立方式というのは 60 数年前に事実上崩壊しているというのがわたしの認識であるし、厚生労働省も恐らくそういう認識だろうと思う。

それから、財政方式の推移というのは、戦後のインフレにより、昭和 23 年 8 月であるが、もう 9.4%の保険料をとっても取れないということで 3%に下げたわけである。そういうことで、29年、あるいは 40 年にそこから幾らかリカバリーしようとしたが、できなかったということである。特に昭和 48 年に福祉元年ということで年金の物価スライド、あるいは賃金再評価という実質価値維持の仕組みが入り、どんどん賦課方式のほうに傾斜して現在に至っているわけである。欧米先進諸国でも、積立方式で公的年金をやっている国は現在ない。

厚生労働省が賦課方式と積立方式の違いを分かり易く図解しているが、企業年金の運用の実績というのは非常にボラティリティが高くなっている。IT バブルの崩壊で 500 年に一回と言われたが、すぐ 5、6 年後にリーマンショックが来て、またマイナスの利回りが 2 年続いた。わたしも、前職の場で、小さいペンションファンドの監事とか理事とかを、無給でやらされていたが、運用をどうやってリカバリーするかというのは本当に大変だったという思いがある。金融資本市場の変動が非常に大きくなっているので、老後所得の安定性が非常に不安定になる。つまり、確定拠出だと、運用利回りが高いときに引退してしまえば、そこで年金化が始まるので、積み上がった資産の利回りは高いので良い年金が出る。アメリカでもいわゆるコントリビューション・ホリデーというのを一時 GM 等でやり、株価が高止まりしていたので、GM は一時保険料拠出ゼロで済んでいた時代がある。ところが、その後 GM は、年金債務が多いうえに医療保険の債務も大変で、最終的に企業としても維持できなくなったわけである。逆に引退する時期にリーマンショックの直後だと、非常に資産が棄損しているのに、引退したときにそれを年金化しようすると、大幅に低い年金になってしまうということである。

それから、賦課方式を積立方式に切り替える際に「二重の負担」という問題が必ず出てくる。もう一つはニコラス・バーの本でも言っているが、市場のリターンは必ずしも人口変動から中立的ではないということである。経済企画庁にいたときに、貯蓄率をどうやって上昇させるかと経済学者がよく議論していたのを覚えているが、貯蓄だけでは駄目で、それがいかに有効な設備投資に回っていくか、そういうことがないと、結局成長に寄与しないわけで、単純に積立方式に切り替えたからといってうまくいくわけではないということである。

二重の負担というのは、単純な話であり、現役世代が、今は賦課方式であるから高齢者

世代を支えているが、積立方式に切り替えてしまうと、自分の分もさらに積み立てなければいけないという問題である。厚生年金の財源と給付の内訳をみると、これも厚生労働省が好き好んで出したのではなく、出さないのは隠しているとか、おかしいとか、経済学者からだいぶ言われてしぶしぶ出したのであるが、要は将来の期間の分は将来の保険料で何とかカバーできるとしても、問題は過去の期間に係る分として、いわゆる債務が 830 兆円ある。これは実は確定債務ではなく、物価スライド等のあり方によって変動する債務であるが、そのうち過去の期間に係る国庫負担分として 190 兆円は期待できるとして、それから現在積立金が 140 兆円あるということであるから、積立方式に切り替えると、残りの 500 兆円を上乗せしないとイケない。

積立方式という場合、事前積立方式である。受給権が発生するまでに債務に応じたものが積み立てられるのが事前積立方式であるから、それを積立方式で運営したいのであれば、過去期間に係る 500 兆円を現役世代が積み立てなければいけない。現在の現役世代は平均年齢が大体 40 歳をちょっと上回っているが、支給開始年齢を 65 歳とすると、20 年ちょっとで積み立てを終えなければいけない。年金のスライドは、賃金が 2.5% 上がるという年金局の前提になっている。それから、運用利回りは 4.1% だという前提になっているから、そういう前提を考えてやっても、毎年 29 兆円を保険料として、今の保険料のほかに追加しなければいけないとなる。そうすると、今の保険料が実は 23 兆円であるから、それを 3 割近く上回るものをさらに用意しなければいけない。消費税が 5% 上がって 13.5 兆円ぐらい負担増になるので、それが大変だ、大変だと言われているが、何とそれの 2 倍以上の負担を現役世代に今からかぶせることになる。だから、こういうものは現実には不可能である。これはフランスでも 1991 年ごろに議論され、部分的な積み立てなら可能だろうという議論はあったが、基本的に無理だという結論になっている。もっと前にさかのぼると、ドイツも 1950 年代に、全部積み立てたらファンドをどうやってうまく効率的に運用できるかというようなことも議論された経緯がある。

(世代間不公平論の本質的問題点)

わたしが年金局にいたとき、いろんな経済学者から責め立てられた問題である。サラリーマンの年金加入者は源泉徴収で取られているのであまり言わないが、窓口で国民年金を 1 万円とか、8 千円とか、9 千円とか払う人から、本当に払ったものが返ってくるのかとか、きちんと教えろとか、窓口担当者もいろいろ文句を言われた問題でもある。何か対応マニュアルを用意してくれとだいぶ圧力もあり、議論して、あまりやりたくないが、これで収まるのならというので、世代間の所得と給付に関係した資料を出したのが 1991 年ぐらいだったと思う。一回出してしまうと、今度は政治家の方が、1994 年改正のときも、野党からは出さないと法律を通してやらないとか言われたり、与党の中にもそういう人がいて、しょうがないからまた出した。そうすると、今議論になっているように、事業主負担を入れていないのはけしからんとか、割引率が賃金になるのはおかしいとか、いろいろ言われるわけである。利子率でやるともっと現役世代が割を食って、現在の受給者世代がものすごく恵まれているのではないとか、そういう議論がされるわけである。

結局、公的年金というのは、先ほど来言っているように、まず金融商品ではないということである。それから、社会保険であるから単なる保険でもないということ、あくまで現役世代の生活水準に対応した年金を支給して、高齢世代もそれなりの生活がある程度公的年金に入っていればカバーされる。かつそれによって全体としてある程度の、中間階層も含めて高齢期でも購買力が維持されるということである。そういう経済全体の消費への貢献ということもある制度だということ、単なる保険でもないということ、わたしは言いたい。それから、あくまで期待値であり、平均値である。それから、事務費がカウントされていない。公的年金の事務費は、日本年金機構の損益計算書の事務費を見ると、大体24~25 百億円である。厚生年金と国民年金だけで 50 兆円をちょっと下回っていると思うが、そういう年金で、非常に安い事務費で済んでいるということである。

それから、もっと大事なことは、終身にわたり実質価値のある年金が支給されるという面が全く評価されていない。こういうことが問題ではないかと思っているわけである。さらに、もっと本質的な背景があるのだというのが最近の年金局の主張であり、あくまで私的な扶養が社会的な扶養に変わっただけだということである。いわゆる世代間不公平論の中には、私的な扶養の部分をカウントせずに社会的な扶養の中だけで現在の受給者は掛けた保険料の十何倍ももらっていて、将来世代は割を食っているということを言う人がいるが、その私的な扶養を全然考慮していない。だから、それが本質的に誤っているのだというのが最近の年金局の一番中心的な主張だと思うが、これは既に 2004 年の財政再計算、俗称「数理レポート」の結果でも、当時から整理されて、公表されているところである。もう一つは、生活水準が低くエンゲル係数が高かった時代と今とを比べて全然負担能力も違うし、社会資本も蓄積も異なる。そういう中で、単に年金の部分だけ見るのはおかしいと、これは年金局も従来から主張している。なお、だいぶ古い本であるが、宮島洋東京大学名誉教授の本の中で、親世代からの逆補助金というものもあることが書かれていたことも引用している。

TFR=2.07 というのは、人口が減りも増えもしない、人口置き換え水準の合計特殊出生率であり、その時期の世代がどうして今のように掛け金の何倍ももらうようになっているのかということである。それはやはり寿命が全然違うし、60 歳まで生き残る率も、当時は 20 歳から 7 割も生きなかつたが、今はもう 92%も生き残るし、老齢年金コストというのは 2 倍掛かっている。それから、少子化するとさらにコストが 1.5 倍になる。それから、戦後昭和 23 年に負担力が低下したので保険料を約 3 分の 1 に下げたし、所得代替率も高度成長に伴って生活水準が上がって給付水準を上げたということもある。そういうものが相まって、そういう違いが出ているのだということである。

今から 8 年ぐらい前に日本年金学会に出した論文の中からの引用で、スウェーデンの NDC が日本でなぜうまくいかないかということの端的な証明と言うと大げさであるが、そういうものをお示ししている。スウェーデンの NDC は 40 年のグロス所得代替率で大体 40%ぐらいの年金水準であるが、実はスウェーデンは人口置き換え水準でやっているわけである。なぜかと言うと、スウェーデンは移民が多く、人口がかえって増えているのである。ポーランドとか、バルト三国とか、あるいはアフリカからも移民がある。もちろん移

民のコスト・問題というのは別途あるが、それはさておき、とにかく人口は、かなり日本とは違って、ある程度の規模が維持されているのである。そういう中であるから、スウェーデンのやり方というのは、実は定常人口を頭に置いてやっている。人口が増えも減りもしない世界でやっている。だから、NDCで16%の保険料で所得代替率4割ぐらいをある程度維持できるようなものが実現できるが、日本でそれをやろうとすると、実はTFR合計特殊出生率1.39でやると1.5倍のコストが掛かるということである。だから日本でNDCをやろうとすると、実はうまく仕組みないのである。NDCのようなことをやれば透明化できるとかいう議論をする学者もいるが、こういう事実をもう少し踏まえる必要があると思う。

最後にニコラス・バーの講演資料について、出口委員も自己紹介の中で触れられたが、ブログで私も拝読させていただいた。あまり繰り返しになるといけないが、賦課方式と積立方式と言って、何か積立方式をやったらうまくいくとか、そういうものではないことを示唆するようなことを言われている。解決策は本当にずばりそうであるが、4つしかないということであり、積立方式をやればもう安心だと、何も問題ないのだということでは実はないわけである。先ほども少し言ったように、成長率を増加させるには、やはりそれに見合った有効な投資がされないと、より生産性の高い投資につながるようなことがなされないと、うまく機能しないということである。ただ、積立方式すべてを二者択一でばっさり否定しているのではなく、実際日本も企業年金では積立方式をやっている。フランスは、実は企業年金部分でも、二階の部分は賦課方式でやっているが、あれは事実上の第二公的年金と言ってもよいと思う。国によっていろいろ違うわけである。やはり実務能力だとか、いろいろな経済発展段階、あるいは移行のコストをよく考えるべきだということを行っているが、わたしも全く同感であるので引用しているわけである。

なお、わたしが参考にした若干の文献を末尾に挙げている。社会保障教育のリテラシーとか重要性ということでは非常に参考になるのが、一般社団法人年金総合研究所のシンポジウム講演録である。その中で特に朝日新聞の浜田陽太郎氏が話されていたのが印象的であった。太田委員を前にして恐縮であるが、新聞記者の方は批判から入るというわけである。まず批判的な本を読むので、まず積立方式が良いとかいう『年金改革論 積立方式へ移行せよ』という本で日経経済図書文化賞をもらった八田達夫氏と小口登良氏の本のように、現行の日本の年金制度を批判するようなところから入るということである。私どもの力のなさなのかもしれないが、それもやはり一つ課題としてあるのかなということ、梶ヶ谷委員が言われていた社会保障教育の推進、そういった社会保障のリテラシーをどうやって築いていくか、これは大変重要な問題ではないかと思っているので、最後に触れさせてもらった。